

誓約書兼同意書

私は、令和6年度弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するにあたり、弘前市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び令和6年度弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、下記に掲げる補助事業者の区分に応じた要件を全て満たすことを誓約するとともに、この誓約内容について必要があるときは、市が調査することに同意します。

なお、規則第16条の規定又は要綱第13条第4項の規定により市長から補助金の全部又は一部について返還を求められた場合は、返還します。

記

要綱第4条第1項第1号に該当する者

- (1) 補助対象物件は、補助金を申請する時点で空き家になってから90日以上経過している空き家である。
- (2) 補助金の交付を受けた場合は、当該補助対象物件に3年以上居住する。
- (3) 申請者及び交付申請時現に同居している者（補助事業完了後に同居する予定の者を含み、子ども及び補助事業完了後に同居しない者を除く。以下同じ。）に令和5年度から補助金の交付申請時までに納期限が到来している、市に納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料又は国民健康保険税（以下「市税等」という。）について滞納しているものが存在しない。
- (4) 補助対象物件の所有者の親族でない。
- (5) 補助金の交付を受けた場合は、補助事業が完了した日から6か月以内に居住する。
- (6) 規則第20条本文の規定により、補助金の交付を受けた物件を市長の承認を受けずに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けに供さない。

要綱第4条第1項第2号に該当する者

- (1) 補助金の交付を受けた場合は、当該補助対象物件に新築する住宅に3年以上居住する。
- (2) 申請者及び交付申請時現に同居している者に令和5年度から補助金の交付申請時までに納期限が到来している、市に納付すべき市税等について滞納しているものが存在しない。
- (3) 補助対象物件の所有者の親族でない。
- (4) 補助金の交付を受けた場合は、補助事業が完了した日から1年以内に住宅を新築し、居住する。建築基準法第6条第1項の規定による確認を受ける必要がある場合は、当該確認を受ける。
- (5) 規則第20条本文の規定により、補助金の交付を受けた物件を市長の承認を受けずに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けに供さない。

要綱第4条第1項第3号に該当する者

- (1) 補助対象物件は、補助金を申請する時点で空き家になってから90日以上経過している空き家である。
- (2) 補助金の交付を受けた場合は、当該補助対象物件に3年以上居住する。
- (3) 補助対象物件の所有者等の親族でない。
- (4) 申請者及び交付申請時現に同居している者に令和5年度から補助金の交付申請時までに納期限が到来している、市に納付すべき市税等について滞納しているものが存在しない。
- (5) 規則第20条本文の規定により、補助金の交付を受けた物件を市長の承認を受けずに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けに供さない。

□ 要綱第4条第1項第4号に該当する者

- (1) 補助対象物件は、補助金を申請する時点で空き家になってから90日以上経過している空き家である。
- (2) 令和5年度から補助金の交付申請時までに納期限が到来している、市に納付すべき市税等について滞納していない。
- (3) 補助対象物件解体後の土地を購入する者の親族ではない。
- (4) 申請者の他に補助対象物件の権利者（所有者、法定相続人、抵当権者等）が存在するときは、他の権利者から同意を得て補助事業を実施し、補助金の交付を受けること。また、他の権利者等との間で紛争が生じたときは、申請者が責任を持って解決すること。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出が必要な場合は、当該届出をすること。

□ 要綱第4条第1項第5号に該当する者

- (1) 補助対象物件は、補助金を申請する時点で空き家になってから90日以上経過している空き家である。
- (2) 令和5年度から補助金の交付申請時までに納期限が到来している、市に納付すべき市税等について滞納していない。
- (3) 補助対象物件を購入する者又は補助対象物件の賃借人の親族ではない。
- (4) 申請者の他に補助対象物件の権利者（所有者、法定相続人、抵当権者等）が存在するときは、他の権利者から同意を得て補助事業を実施し、補助金の交付を受けること。また、他の権利者等との間で紛争が生じたときは、申請者が責任を持って解決すること。

令和 年 月 日

弘前市長 様

申請者
住 所
氏 名

備考

- 1 氏名は署名してください。なお、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：建設部建築指導課 電話：40-0522